

## 茨木市農地利用最適化推進委員候補者選定委員会要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、茨木市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程（平成29年茨木市農業委員会規程第1号。第2において「規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、茨木市農地利用最適化推進委員候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (選定方法)

第2 委員会は、規程第5条に規定する書類により審査し、茨木市農地利用最適化推進委員の候補者（次項において「候補者」という。）を選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要に応じて面接審査を行い、候補者を選定することができる。

### (組織)

第3 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 農業委員会会長
- (2) 農業委員会副会長
- (3) ふるさと農業再生委員会委員長
- (4) 都市農政対策委員会委員長
- (5) 利害関係を有しない者として市長から任命された農業委員会委員 1人

### (会議)

第4 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の会議及び会議録は、非公開とする。

5 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年5月10日から実施する。

### 附 則

この要綱は、令和2年2月25日から実施する。